

令和8年6月10日

ご家族各位

社会福祉法人 瓊瑠会
統括施設長 佐々木 新

介護保険負担限度額認定証の更新について

初夏の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、施設の食費、居住費の料金区分を確定させる『介護保険負担限度額認定証』が令和8年7月31日で有効期間満了となる為、該当者は更新申請が必要です。

例年通り、当施設で代行申請をすることが可能です。

施設での代行申請を希望される方は、減免の対象となるか、以下【表1】を確認のうえ、【表2】にある必要書類等を持参して6月17日(水)までにお越しく下さい。
事務所窓口も混雑が予想されますので、事前に来所日時をお知らせください。

尚、更新申請には、署名、捺印、必要書類として預金通帳の写し等、プライベートな書類を添付する必要があるため、施設職員に中身を確認されることに抵抗がある方につきましては、石狩市高齢者支援課へ更新申請をお願いいたします。

ご家族様が申請する(既に申請を済ませた)場合、その旨を6月29日(月)までに当施設までお知らせください。

【表1】負担限度額認定基準

利用者負担 第1段階	<ul style="list-style-type: none">・住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方・生活保護を受給している方
利用者負担 第2段階	<ul style="list-style-type: none">・ご本人及び世帯員全員が住民税非課税世帯で、年金収入額+合計所得金額合計が82.65万円以下の方・預貯金など単身650万円以下(夫婦で1,650万円以下)
利用者負担 第3段階①	<ul style="list-style-type: none">・ご本人及び世帯員全員が住民税非課税世帯で、年金収入額+合計所得金額合計が82.65万円超~120万円以下・預貯金など単身550万円以下(夫婦で1,550万円以下)
利用者負担 第3段階②	<ul style="list-style-type: none">・ご本人及び世帯員全員が住民税非課税世帯で、年金収入額+合計所得金額合計が120万円を超える・預貯金など単身500万円以下(夫婦で1,500万円以下)
利用者負担 第4段階	<ul style="list-style-type: none">・ご本人が住民税を課税されている方・ご本人は住民税非課税だが、同一世帯に住民税課税されている方がいる・ご本人は住民税非課税だが、配偶者が課税されている・預貯金が一定額を超える場合(世帯の収入、利用者負担区分によって異なります。網掛けの預貯金の金額を参照してください。)

裏へ

【表 2】 必要書類等

対象者	必要書類等（備考）
①今まで減免を受けていた方で 配偶者のいない方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金額がわかる書類（預金通帳や残高証明など。ご本人名義となっている口座全ての方分） ・ 日本年金機構より送られている『年金支払い通知書等』 ・ 有価証券（株式や国債など） ・ 負債額がわかる書類（借入金や住宅ローンの借用書など借用残高のわかる書類）
②今まで減免を受けていた方で 配偶者のいる方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金額がわかる書類（預金通帳や残高証明など。<u>ご本人名義、配偶者名義となっている口座全ての方分</u>） ・ 日本年金機構より送られている『年金支払い通知書等』（配偶者の分も含む） ・ 有価証券（株式や国債など。<u>配偶者の分も含む</u>） ・ 負債額がわかる書類（借入金や住宅ローンの借用書など借用残高のわかる書類。<u>配偶者の分も含む</u>）
③今まで減免を受けていない方で 前年（令和 7 年以降）の所得に変更のあった方	<p>配偶者のいない方は上記①を参照 配偶者のいる方は上記②を参照</p>

※必要書類にある預金通帳（複数ある場合は全て）は、直近 2 ヶ月分の記帳を済ませてから施設までご持参ください。

※ご本人と配偶者の印鑑をご持参ください。

ご不明な点がございましたら、下記担当までお気軽にお問い合わせください。

石狩市花畔 360 番地 26
 社会福祉法人 瓔珞会
 特別養護老人ホーム ばんなぐる
 TEL : 0133-76-1133 FAX : 0133-76-1134
 担当 : 猪俣・佐藤瞳・森